

平成 3 1 年 2 月 藤 枝 市 議 会
定 例 会 議 案

平成 3 1 年 2 月 1 8 日
藤 枝 市 長

目次

議案番号	議案名	頁
第 1 号 議 案	平成 3 1 年度藤枝市一般会計予算	別冊
第 2 号 議 案	平成 3 1 年度藤枝市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
第 3 号 議 案	平成 3 1 年度藤枝市簡易水道事業特別会計予算	別冊
第 4 号 議 案	平成 3 1 年度藤枝市土地取得特別会計予算	別冊
第 5 号 議 案	平成 3 1 年度藤枝市公共下水道事業特別会計予算	別冊
第 6 号 議 案	平成 3 1 年度藤枝市駐車場事業特別会計予算	別冊
第 7 号 議 案	平成 3 1 年度藤枝市農業集落排水事業特別会計予算	別冊
第 8 号 議 案	平成 3 1 年度藤枝市介護保険特別会計予算	別冊
第 9 号 議 案	平成 3 1 年度藤枝市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
第 1 0 号 議 案	平成 3 1 年度藤枝市内陸フロンティア事業特別会計予算	別冊
第 1 1 号 議 案	平成 3 1 年度藤枝市病院事業会計予算	別冊
第 1 2 号 議 案	平成 3 1 年度藤枝市水道事業会計予算	別冊
第 1 3 号 議 案	平成 3 0 年度藤枝市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
第 1 4 号 議 案	平成 3 0 年度藤枝市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 1 5 号 議 案	平成 3 0 年度藤枝市土地取得特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 1 6 号 議 案	平成 3 0 年度藤枝市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 1 7 号 議 案	平成 3 0 年度藤枝市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 1 8 号 議 案	平成 3 0 年度藤枝市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 1 9 号 議 案	平成 3 0 年度藤枝市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 2 0 号 議 案	平成 3 0 年度藤枝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 2 1 号 議 案	平成 3 0 年度藤枝市内陸フロンティア事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 2 2 号 議 案	平成 3 0 年度藤枝市病院事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 2 3 号 議 案	平成 3 0 年度藤枝市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 2 4 号 議 案	藤枝市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例	1
第 2 5 号 議 案	藤枝市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例	7

第 2 6 号 議 案	消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例	8
第 2 7 号 議 案	藤枝市霊きゅう自動車使用条例の一部を改正する条例	39
第 2 8 号 議 案	藤枝市大井川河川敷スポーツ広場グラウンドゴルフ場条例の一部を改正する条例	40
第 2 9 号 議 案	藤枝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	42
第 3 0 号 議 案	藤枝市営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	43
第 3 1 号 議 案	藤枝市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	45
第 3 2 号 議 案	藤枝市職員定数条例の一部を改正する条例	50
第 3 3 号 議 案	藤枝市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	51
第 3 4 号 議 案	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について	52
第 3 5 号 議 案	藤枝市・岡部町合併基本計画の変更について	54
第 3 6 号 議 案	市有財産（土地）の取得について（高田）	63
第 3 7 号 議 案	市有財産（土地）の処分について（高田）	64
第 3 8 号 議 案	市道路線の廃止について	65
第 3 9 号 議 案	市道路線の認定について	66

藤枝市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項及び第 3 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 2 項、第 9 条、第 1 0 条第 1 項及び第 2 項並びに第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第 2 条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項各号に掲げる職員を除く。）を派遣することができる。

- (1) 法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する法人のうち規則で定めるもの
- (2) 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般地方独立行政法人のうち規則で定めるもの
- (3) 法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める法人のうち規則で定めるもの
- (4) 法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する団体

2 法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員を除く。）
- (2) 非常勤の職員
- (3) 地方公務員法第 2 2 条第 1 項に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）
- (4) 藤枝市職員の定年等に関する条例（昭和58年藤枝市条例第24号）第 4 条第 1 項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第 2 項の規定により期限を延長することとされている職員
- (5) 地方公務員法第 2 8 条第 2 項各号若しくは藤枝市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和29年藤枝市条例第26号）第 2 条各号のいずれかに該当して休職にされ、又は同法第 2 9 条第 1 項各号のいずれかに該当して停職にされている職員その他同法第 3 5 条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づ

づき職務に専念する義務を免除されている職員

3 法第2条第3項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項
 - (2) 前号に規定する職員の派遣先団体における業務の従事の状態の連絡に関する事項
- （派遣職員の職務への復帰）

第3条 法第5条第1項の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）が派遣先団体の役職員の地位を失った場合
- (2) 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合
- (3) 前条第1項の取決めに反することとなった場合
- (4) 派遣職員が地方公務員法第28条第1項第2号又は第3号に該当することとなった場合
- (5) 派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となった場合
- (6) 派遣職員が地方公務員法第29条第1項第1号又は第3号に該当することとなった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、公務上の必要がある場合等任命権者が特に必要と認める場合

（派遣職員の給与）

第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事する者には、その職員派遣の期間中、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

（職務に復帰した職員に関する給与条例の特例）

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員（企業職員である職員を除く。第7条において同じ。）に関する藤枝市職員の給与に関する条例（昭和29年藤枝市条例第20

号。以下「給与条例」という。）第19条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

（派遣職員の復帰時における処遇）

第6条 任命権者は、派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職務に復帰した職員等に関する退職手当条例の特例）

第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。）における藤枝市職員の退職手当に関する条例（昭和29年藤枝市条例第50号。以下「退職手当条例」という。）の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第2項、第5条第1項及び第6条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条第2項、第5条第2項及び第6条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。

2 派遣職員に関する退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業の期間を除く。）は退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

3 前項の規定は、派遣職員が派遣先団体から所得税法（昭和40年法律第33号）第30条第1項に規定する退職手当等（同法第31条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）の支払を受けた場合には、適用しない。

4 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する退職手当条例の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額については、他の職員との権衡上必要があると認められるときは、規則で定めるところにより、その額を調整することができる。

（企業職員である派遣職員の給与の種類）

第8条 企業職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事する者には、その職員派遣の期間中、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住

居手当、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

(報告)

第9条 任命権者は、規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

(特定法人)

第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに、市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして規則で定めるものとする。

(退職派遣ができない職員)

第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、第2条第2項各号に掲げる職員とする。

(退職派遣者を職員として採用しなければならない場合)

第12条 法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 法第10条第1項の要請に応じて退職し引き続き特定法人に在職する者（以下「退職派遣者」という。）が特定法人の役職員の地位を失った場合
- (2) 次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができないか又は適当でないと認められるとき。

ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

イ 法第10条第1項の取決めに反することとなった場合

ウ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

- (3) 公務上の必要その他特別の事情により退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

(退職派遣者を職員として採用しない場合)

第13条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に刑法（明治40年法律第45号）その他の法令の

規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を行うことが適当と認められる場合とする。

（取決めにおいて定めなければならない事項）

第14条 法第10条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第10条第1項に規定する要請に係る職員の特定法人における福利厚生に関する事項
- (2) 前号に規定する職員の特定法人における業務の従事の状態の連絡に関する事項

（採用された職員に関する給与条例の特例）

第15条 法第10条第1項の規定により採用された職員（企業職員である職員を除く。次条から第18条までにおいて同じ。）に関する給与条例第19条第1項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

（退職派遣者の採用時における処遇）

第16条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級及び号給については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（採用された職員に関する退職手当条例の特例）

第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第2項、第5条第1項及び第6条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条第2項、第5条第2項及び第6条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。

第18条 職員が、法第10条第1項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続いて特定法人（退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、職員が、任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該特定法人に使用される者となった場合に、職員とし

ての勤続期間を当該特定法人に使用される者（役員を含む。以下この項において同じ。）としての勤続期間に通算することと定めているものに限る。）に使用される者（以下「特定法人役職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続いて法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の退職手当条例第7条第1項及び第2項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、退職手当条例第7条（第5項を除く。）の規定を準用して計算する。

3 法第10条第1項の規定により退職し、引き続いて特定法人役職員となった場合においては、規則で定める場合を除き、退職手当条例の規定による退職手当は、支給しない。

（報告）

第19条 任命権者は、規則で定めるところにより、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

藤枝市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年藤枝市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の藤枝市職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下この条において「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により、旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例
(藤枝市駐車場条例の一部改正)

第 1 条 藤枝市駐車場条例（昭和53年藤枝市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表を次のように改める。

区分		金額
普通駐車料金	1時間までごとに	100円
	1日に10時間を超える場合	1,030円
回数駐車料金	100円券13片つづり	1,030円
定期駐車料金	1か月	6,230円

(藤枝市文化センター条例の一部改正)

第 2 条 藤枝市文化センター条例（昭和51年藤枝市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の部（備考を除く。）を次のように改める。

(1) 会議室等

時間 区分		9時～ 12時	13時～ 17時	9時～17 時	18時～21 時30分	13時～21 時30分	9時～21 時30分
ホール	1階	円 2,990	円 3,630	円 5,990	円 5,990	円 9,000	円 12,000
小ホール	1階	1,160	1,380	2,230	2,230	3,310	4,490
第1会議室	3階	1,160	1,380	2,230	2,230	3,310	4,490
第2会議室	3階	1,160	1,380	2,230	2,230	3,310	4,490
第3会議室	3階	730	850	1,490	1,490	2,230	2,990
第4会議室	3階	730	850	1,490	1,490	2,230	2,990
第5会議室	3階	730	850	1,490	1,490	2,230	2,990

(藤枝市民ホール条例の一部改正)

第 3 条 藤枝市民ホール条例（平成20年藤枝市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の部（備考を除く。）を次のように改める。

1 大ホール

単位 円

区分\時間		9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～21時	13時～21時	9時～21時
		時	時	時	時30分	時30分	時30分
平日	(1)	7,350	10,510	15,770	14,720	23,130	29,440
	(2)	12,610	17,880	29,440	24,180	39,970	51,550
	(3)	17,880	26,290	44,180	36,810	58,900	73,640
土曜日	(1)	7,350	14,720	21,020	15,770	28,390	35,770
	(2)	12,610	23,130	33,660	29,440	48,390	59,960
	(3)	17,880	33,660	51,550	44,180	72,580	87,320
日曜祝日	(1)	8,400	14,720	22,080	15,770	28,390	37,860
	(2)	15,770	24,180	39,970	31,560	51,550	66,280
	(3)	25,230	37,860	62,060	51,550	84,160	103,110
暖房料		5,090	7,130	12,230	7,130	11,210	17,330
冷房料		7,130	9,170	16,310	9,170	16,310	22,420

別表2の部舞台の項中「1,030」を「1,040」に、「1,870」を「1,880」に、「1,550」を「1,560」に、「2,590」を「2,610」に、「3,430」を「3,460」に改める。

別表3の部（備考を除く。）を次のように改める。

3 多目的ホール

単位 円

9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～21時	13時～21時	9時～21時
			30分	30分	30分
4,310	6,820	11,130	7,870	14,720	19,030

（藤枝市地区交流センター条例の一部改正）

第4条 藤枝市地区交流センター条例（平成29年藤枝市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第6条関係）

使用時間 区分	9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	13時～22時	9時～22時
	時	時	時	時	時	時
集会室	円 840	円 940	円 1,580	円 1,580	円 2,330	円 3,180
学習室	310	420	630	630	1,050	1,260
料理実習室	840	940	1,580	1,580	2,330	3,180

(藤枝市民グラウンド条例の一部改正)

第5条 藤枝市民グラウンド条例(昭和42年藤枝市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表(1)の部(備考を除く。)を次のように改める。

(1) 野球場使用料

使用時間区分 使用区分			午前8時から 午前12時まで	午後1時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで	2時間以内 (午後6時から午後9時 までを除く。)
入場料 の類を 徴収し ない場 合	アマチュア スポーツ、 レクリエー ションに使 用する場合	一般、学 生	円 1,100	円 1,750	円 7,130	円 530
		児童、生 徒	530	870		260
		その他の場合	7,130	11,000		2,730
	入場料の類を徴収する場合		28,600			

別表(2)の部(備考を除く。)を次のように改める。

(2) サッカー場使用料

使用時間区分 使用区分			午前8時から午前 12時まで	午後1時から午後 6時まで	2時間以内
入場料 の類を 徴収し ない場 合	アマチュア スポーツ、 レクリエー ションに使 用する場合	一般、学 生	円 2,200	円 3,610	円 1,410
		児童、生 徒	1,100	1,750	700
		その他の場合	11,000	17,600	4,400
	入場料の類を徴収する場合		57,220		

別表(3)の部中「1,540円」を「1,560円」に改める。

(藤枝市民体育館条例の一部改正)

第6条 藤枝市民体育館条例(昭和48年藤枝市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表(1)の部(備考を除く。)を次のように改める。

(1) 競技場等

使用時間				9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～21時	13時～21時	9時～21時
使用区分				時	17時	時	時	時	時
競技場	入場料の類を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、レクリエーションに使用する場合	一般、学生	円 2,200	円 3,300	円 5,500	円 5,500	円 8,570	円 10,770
			児童、生徒	1,100	1,750	2,730	2,730	4,270	5,370
		その他の場合			14,300	21,430	35,730	35,730	57,200
	入場料の類を徴収する場合	アマチュアスポーツ、レクリエーションに使用する場合	一般、学生	8,570	12,860	21,430	21,430	34,310	42,900
			児童、生徒	4,270	6,470	10,770	10,770	17,150	21,430
		その他の場合			42,900	64,330	107,230	107,230	171,600
	会議室			430	650	1,080	1,080	1,730	2,160
トレーニング室			1人1回につき100円						

別表(2)の部(備考を除く。)を次のように改める。

(2) 卓球場(団体使用)

使用時間				9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～21時	13時～21時	9時～21時
使用区分				円	円	円	円	円	円
アマチュアスポーツ、レクリエーションに使用する場合			一般、学生	970	1,410	2,410	2,410	3,830	4,830
			児童、生徒	430	700	1,100	1,100	1,860	2,300
			その他の場合	7,130	10,000	17,150	17,150	27,160	34,310

別表(4)の部放送設備の項中「690」を「700」に改める。

(学校施設等の利用に関する条例の一部改正)

第7条 学校施設等の利用に関する条例（昭和51年藤枝市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,070円」を「1,080円」に、「4,200円」を「4,270円」に改める。

（藤枝市民プール条例の一部改正）

第8条 藤枝市民プール条例（昭和54年藤枝市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「3,180円」を「3,230円」に、「1,020円」を「1,030円」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条関係）

(1) 藤枝市民大洲温水プール

区分				金額
プール	当日券 (一人1回につき)	大人	18歳以上	360円
		小人	18歳未満3歳以上	150円
			3歳未満	無料
	回数券 (12片つづり)	大人	18歳以上	3,660円
		小人	18歳未満3歳以上	1,560円
			3歳未満	無料

(2) 藤枝市民大洲温水プール会議室等

区分	時間	9時～12時	13時～17時	18時～17時	18時～21時	13時～21時	9時～21時
	時	時	時	時	時	時	時
第1会議室		円 430	円 530	円 970	円 870	円 1,410	円 1,750
第2会議室		870	1,100	1,970	1,750	2,850	3,510
第3会議室		870	1,100	1,970	1,750	2,850	3,510
トレーニング室	一人1回100円						
	回数券（12片つづり）1,030円						

（藤枝勤労者体育館条例の一部改正）

第9条 藤枝勤労者体育館条例（昭和54年藤枝市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の部（備考を除く。）を次のように改める。

(1) 勤労者体育館使用料

使用区分	使用時間		午前9時	午後1時	午前9時	午後6時	午後1時	午前9時
			から午前 12時まで	から午後 5時まで	から午後 5時まで	から午後 9時まで	から午後 9時まで	から午後 9時まで
体育室			円 2,200	円 3,300	円 5,500	円 5,500	円 8,570	円 10,770
第一会議室			760	870	1,410	1,410	2,200	2,850
第二会議室			760	870	1,410	1,410	2,200	2,850
大会議室			1,100	1,310	2,200	2,200	3,170	4,270
和室			760	870	1,410	1,410	2,200	2,850
卓球場	1人 1回 100円							
更衣ロッカー	1回 20円							

別表(2)の部放送設備の項中「690」を「700」に改める。

(藤枝市武道館条例の一部改正)

第10条 藤枝市武道館条例(昭和59年藤枝市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表(備考を除く。)を次のように改める。

別表(第8条関係)

使用区分			使用時間		午前9時	午後1時	午前9時	午後6時	午後1時	午前9時
					から午前	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後
			12時まで	5時まで	5時まで	9時まで	9時まで	9時まで		
第1 道場	専用 使用	一般、学生	円	円	円	円	円	円	円	
			2,200	3,300	5,500	3,830	7,130	9,330		
第2		児童、生徒	1,100	1,630	2,730	1,860	3,510	4,610		
道場	個人 使用	一般、学生	100	150		210				
		児童、生徒	50	70		100				
第1会議室			1,310	1,750	3,070	2,630	4,400	5,710		
第2会議室			430	650	1,080	1,080	1,740	2,170		

(藤枝市民テニスコート条例の一部改正)

第11条 藤枝市民テニスコート条例(昭和60年藤枝市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表(1)の部(備考を除く。)を次のように改める。

(1) コート

使用時間 使用区分			午前8時 から午 前10時 まで	午前10 時から 午前12 時まで	午後0時 から午 後2時ま で	午後2時 から午 後4時ま で	午後4時 から午 後6時ま で	午後6時 から午 後7時30 分まで	午後7 時30分 から午 後9時 まで
テニスコ ート(1面につ き)	専用 使用	一般、 学生	円 1,100	円 1,100	円 1,100	円 1,100	円 1,100	円 1,410	円 1,410
		児童、 生徒	530	530	530	530	530	700	700
壁打ちコ ート	個人 使用	午前8時から午後6時まで				午後6時から午後9時まで			
		一般、 学生	1時間につき 100 円			1時間につき 150 円			
		児童、 生徒	1時間につき 50 円			1時間につき 70 円			

別表(2)の部(備考を除く。)を次のように改める。

(2) 会議室

会 議 室	午前8時から 午前12時ま で	午後1時から 午後6時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで	午後1時から 午後9時まで	午前8時から 午後9時まで
	870 円	1,100 円	1,970 円	1,970 円	3,070 円	3,940 円

(藤枝市民岡部テニス場条例の一部改正)

第12条 藤枝市民岡部テニス場条例(平成20年藤枝市条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,080 円」を「1,100 円」に改める。

(藤枝市民岡部体育館条例の一部改正)

第13条 藤枝市民岡部体育館条例(平成22年藤枝市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表(1)の部(備考を除く。)を次のように改める。

(1) 体育館使用料

使用時間			9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～21時	13時～21時	9時～21時
使用区分			円	円	円	円	円	円
入場料の徴収しない場合	アマチュアスポーツ、レクリエーションに使用する場合	一般、学生	1,100	1,630	2,730	2,730	4,270	5,370
		児童、生徒	530	810	1,360	1,360	2,120	2,680
	その他の場合		7,130	10,710	17,860	17,860	28,600	35,730
入場料の徴収する場合	アマチュアスポーツ、レクリエーションに使用する場合	一般、学生	4,270	6,420	10,710	10,710	17,150	21,430
		児童、生徒	2,120	3,200	5,340	5,340	8,570	10,710
	その他の場合		21,430	32,160	53,610	53,610	85,800	107,230

別表(2)の部放送設備の項中「680」を「690」に改める。

(藤枝市岡部宿大旅籠柏屋・内野本陣施設条例の一部改正)

第14条 藤枝市岡部宿大旅籠柏屋・内野本陣施設条例（平成20年藤枝市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条、第19条関係）

区分	使用料
土蔵ギャラリー	3,210円（1日につき）

(藤枝市民会館条例の一部改正)

第15条 藤枝市民会館条例（昭和44年藤枝市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の部（備考を除く。）を次のように改める。

(1) ホール

区分 \ 時間		9 時～ 12 時	13 時～17 時	9 時～17 時	18 時～22 時	13 時～22 時	9 時～22 時
平日	A	円 9,840	円 13,130	円 22,970	円 17,740	円 30,870	円 40,710
	B	14,780	19,710	34,490	26,610	46,320	61,100
	C	19,700	26,280	45,980	35,480	61,760	81,460
	D	29,560	39,430	68,990	53,230	92,660	122,220
土曜 日曜 祝日	A	12,310	16,420	28,730	22,180	38,600	50,910
	B	18,470	24,650	43,120	33,270	57,920	76,390
	C	24,630	32,860	57,490	44,370	77,230	101,860
	D	36,950	49,300	86,250	66,560	115,860	152,810
暖房料		5,740	7,660	13,400	10,340	18,000	23,740
冷房料		8,100	10,800	18,900	14,570	25,370	33,470

別表(2)の部（備考を除く。）を次のように改める。

(2) リハーサル室等

区分 \ 時間		9 時～ 12 時	13 時～ 17 時	9 時～ 17 時	18 時～ 22 時	13 時～ 22 時	9 時～ 22 時
リハーサル室	1 階	円 550	円 740	円 1,290	円 990	円 1,730	円 2,280
第 1 楽屋	1 階	430	650	1,080	870	1,520	1,950
第 2 楽屋	1 階	530	970	1,500	1,310	2,280	2,810
第 3 楽屋	1 階	430	650	1,080	870	1,520	1,950
会議室 1	2 階	660	880	1,540	1,200	2,080	2,740
会議室 2	2 階	570	770	1,340	1,030	1,800	2,370
会議室 3	2 階	660	880	1,540	1,200	2,080	2,740
ロビー	1 階	3,120	4,170	7,290	5,630	9,800	12,920
舞台	練習のみに使用する 場合	650	880	1,530	1,190	2,070	2,720
	ホール使用者が 準備及び練習に 使用する場合	ホール利用料金の 30 パーセントに相当する額					

（藤枝市郷土博物館条例の一部改正）

第 16 条 藤枝市郷土博物館条例（昭和62年藤枝市条例第11号）の一部を次のよう

に改正する。

別表第2施設使用料の部特別展示室の項中「5,050円」を「5,080円」に改める。

(藤枝市文学館条例の一部改正)

第17条 藤枝市文学館条例（平成19年藤枝市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1特別展の項中「1,510円」を「1,520円」に改める。

別表第2(1)講座学習室等の部講座学習室の項中「1,510円」を「1,520円」に、「2,020円」を「2,030円」に、「3,530円」を「3,550円」に改め、同部展示室(1)の項中「7,070円」を「7,120円」に改め、同部展示室(2)の項中「6,060円」を「6,100円」に改める。

(国史跡志太郡衙資料館条例の一部改正)

第18条 国史跡志太郡衙資料館条例（平成19年藤枝市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表学習室の項中「1,510円」を「1,520円」に、「2,020円」を「2,040円」に、「3,530円」を「3,560円」に改める。

(藤枝市勤労青少年ホーム条例の一部改正)

第19条 藤枝市勤労青少年ホーム条例（昭和55年藤枝市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表(第10条関係)

青少年ホーム使用料

利用時間 利用区分	午前9時 から午前 12時まで	午後1時 から午後 5時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで
調理講習室	円 1,810	円 2,240	円 3,640	円 3,640	円 4,930	円 6,750
第1集会室	630	850	1,060	1,060	1,710	2,140
第2集会室	630	850	1,060	1,060	1,710	2,140
茶室	630	850	1,060	1,060	1,710	2,140
作法室	630	850	1,060	1,060	1,710	2,140
音楽室	630	850	1,060	1,060	1,710	2,140
体育室	1,060	1,390	2,140	2,140	4,180	4,930

（藤枝市生涯学習センター条例の一部改正）

第 20 条 藤枝市生涯学習センター条例（平成 8 年藤枝市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の部（備考を除く。）を次のように改める。

(1) 会議室等使用料

時間 区分	9 時 ～ 12 時	13 時 ～ 17 時	9 時 ～ 17 時	18 時 ～ 21 時 30 分	13 時 ～ 21 時 30 分	9 時 ～ 21 時 30 分
第 1 会議室	円 1,720	円 2,140	円 3,860	円 3,440	円 5,590	円 6,980
第 2 会議室	860	1,070	1,930	1,720	2,790	3,440
第 3 会議室	730	960	1,720	1,600	2,580	3,220
第 4 会議室	730	960	1,720	1,600	2,580	3,220
第 5 会議室	860	1,070	1,930	1,720	2,790	3,440
視聴覚室	860	1,070	1,930	1,720	2,790	3,440
工芸室	1,720	2,140	3,860	3,440	5,590	6,980
ホール	3,000	3,650	6,020	6,020	9,030	12,050
展示ロビー	860	1,070	1,930	1,720	2,790	3,440
調理室	1,820	2,240	3,650	3,650	4,950	6,770
和室	860	1,170	2,030	2,030	3,220	4,300

（藤枝市福祉センター条例の一部改正）

第 21 条 藤枝市福祉センター条例（平成 20 年藤枝市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

時間 区分	9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～21時	13時～21時	9時～21時
高草の間	円 1,310	円 1,750	円 3,060	円 1,750	円 3,500	円 4,810
調理室	1,750	1,960	3,270	2,460	4,250	5,880
第1会議室	430	580	1,010	580	1,160	1,590
第2会議室	430	580	1,010	580	1,160	1,590
健康運動室	1人1回につき100円					
	回数券（12片つづり）1,030円					

（藤枝市れんげじスマイルホール条例の一部改正）

第 2 2 条 藤枝市れんげじスマイルホール条例（平成28年藤枝市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 及び別表第 3（（注）を除く。）を次のように改める。

別表第 2（第 1 1 条関係）

区分		単位	使用料
第6条第1項第1号又は第2号の行為をする場合	(1) 物品の販売、募金その他これに類する営業行為	1平方メートル1日	円 30
	(2) 広告物の掲示又は表示	1平方メートル1日	1,520

別表第 3（第 1 1 条関係）

使用時間区分 区分		午前9時から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
第6条第1項第3号の行為をする場合	一般	円 640	円 850	円 740	円 1,490	円 1,590	円 2,230
	生徒・児童・幼児	310	420	360	730	780	1,120
	空調設備	1,080	1,440	1,260	2,520	2,700	3,780

（藤枝市立総合病院使用料及び手数料条例の一部改正）

第 2 3 条 藤枝市立総合病院使用料及び手数料条例（平成23年藤枝市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表文書料の項中「5,400円」を「5,500円」に、「4,320円」を「4,400円」に改め、同表面談料の項中「5,400円」を「5,500円」に改め、同表セカンドオピニオン外来面談料の項中「10,800円」を「11,000円」に、「5,400円」を「5,500円」に改め、同表死体検案料の項中「5,400円」を「5,500円」に改め、同表死体処置料の項中「10,800円」を「11,000円」に改め、同表寝具使用料の項中「216円」を「220円」に改め、同表自動車使用料の項中「324円」を「330円」に、「540円」を「550円」に改め、同表特室使用料の項中「21,600円」を「22,000円」に、

「10,800円」を「11,000円」に改め、同表個室使用料の項中「5,400円」を「5,500円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「3,240円」を「3,300円」に改め、同表2人室使用料の項中「1,620円」を「1,650円」に改め、同表健康保険を適用されない自費診療料の項中「1.62」を「1.65」に改め、同表産婦人科に係る自費診療料の項中「31,320円」を「31,900円」に、「756円」を「770円」に改め、同表体外衝撃波疼痛治療料の項中「30,000円」を「30,550円」に、「15,000円」を「15,270円」に改め、同表特別初診料特別再診料の項中「5,400円」を「5,500円」に、「2,700円」を「2,750円」に改め、同表時間外診療予約料の項中「1,080円」を「1,100円」に改め、同表病衣使用料の項中「75円60銭」を「77円」に改める。

（藤枝市産学官連携推進センター条例の一部改正）

第24条 藤枝市産学官連携推進センター条例（平成29年藤枝市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表活動交流スペースの項中「15円」を「15円27銭」に改め、同表セミナールームの項中「2,550円」を「2,596円」に改める。

（藤枝市岡部農村集会場条例の一部改正）

第25条 藤枝市岡部農村集会場条例（平成20年藤枝市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

区分	半日	夜間	全日
1室当たり	2,610円	5,230円	10,450円

（藤枝市農業担い手センター条例の一部改正）

第26条 藤枝市農業担い手センター条例（平成20年藤枝市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分 名称	午前8時30分から 午後1時まで又は 午後1時から午後 5時まで	午前8時30分から 午後5時まで	午後5時から午後 9時まで	午前8時30分から 午後9時まで
二階研修室	810円	1,630円	1,630円	3,300円
一階和室	530円	1,100円	1,100円	2,200円

(藤枝市勤労者福祉センター条例の一部改正)

第27条 藤枝市勤労者福祉センター条例(昭和61年藤枝市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表(1)の部(備考を除く。)を次のように改める。

(1) 体育室等

使用時間 使用区分		午前9時から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
体育室		円 870	円 1,100	円 1,970	円 1,100	円 2,200	円 3,070
職業・技能講習室		650	870	1,530	870	1,750	2,410
研修室	全室	1,310	1,750	3,070	1,750	3,510	4,830
	1	530	760	1,310	760	1,530	2,070
	2	760	970	1,750	970	1,970	2,730
教育文化室 (和室)	全室	970	1,310	2,300	1,310	2,630	3,610
	1	430	530	970	530	1,100	1,530
	2	530	760	1,310	760	1,530	2,070
会議室1		970	1,310	2,300	1,310	2,630	3,610
会議室2		310	430	760	430	870	1,200
トレーニング室	当日券	1人1回 100円					
	回数券	12片つづり 1,030円					

別表(2)の部中「1,080」を「1,100」に改める。

(藤枝市瀬戸谷温泉施設条例の一部改正)

第28条 藤枝市瀬戸谷温泉施設条例(平成15年藤枝市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第2個室使用料の部個室(10畳)の項中「3,080円」を「3,130円」に、「1,020円」を「1,030円」に改める。

(藤枝市岡部玉露の里条例の一部改正)

第29条 藤枝市岡部玉露の里条例(平成20年藤枝市条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表(2)の部(備考を除く。)を次のように改める。

(2) 瓢月亭を専用使用する場合

時間 区分		10時～12時	13時～17時	10時～17時	18時～21時	13時～21時
和室1	平日	3,230 円	6,480 円	8,680 円	9,630 円	16,130 円
	土曜日	3,870 円	7,750 円	10,470 円	11,620 円	19,370 円
	日曜日					
	祝日					
和室2	平日	2,930 円	5,860 円	7,850 円	8,680 円	14,550 円
	土曜日	3,550 円	7,110 円	9,420 円	10,470 円	17,480 円
	日曜日					
	祝日					
小間	平日	3,550 円	7,110 円	9,630 円	10,680 円	17,800 円
	土曜日	4,280 円	8,580 円	11,510 円	12,880 円	21,360 円
	日曜日					
	祝日					
和室1	平日	8,680 円	17,380 円	23,560 円	13,610 円	31,000 円
2	土曜日	10,470 円	20,950 円	28,280 円	16,330 円	37,280 円
小間	日曜日					
	祝日					

(藤枝市農山村地域活性化施設条例の一部改正)

第30条 藤枝市農山村地域活性化施設条例(平成2年藤枝市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表1の部(1)の款実習室(農産加工体験室)の項及びふれあいイベントホールの項を次のように改める。

実習室(農産加工体験室)	840	940	1,580	1,580	2,320	3,180
ふれあいイベントホール	2,970	3,600	5,940	5,940	8,910	11,880

別表2の部(備考を除く。)を次のように改める。

2 大久保グラススキー場使用料

使用区分	数量	時間	個人	団体 (1人につき)
グラススキー使用料	1式	1時間	1,040円	840円

		2時間	1,580円	1,270円
		4時間	2,650円	2,110円
マウンテンボード使用料	〃	1時間	1,040円	840円
		2時間	1,580円	1,270円
		4時間	2,650円	2,110円
グラススクーター使用料	1台	30分	520円	
ストライダー使用料	〃	〃	520円	
ポッカール使用料	〃	〃	520円	
ソリ使用料	〃	〃	520円	
リフト使用料	2回券 100円 12回券 520円			

別表3の部中「830円」を「840円」に、「1,030円」を「1,040円」に改める。

別表4の部を次のように改める。

4 大久保キャンプ場使用料

使用区分	数量	時間	使用料
テントサイト使用料	1区画	14時～翌日12時	1,830円
オートキャンプサイト使用料	〃	〃	3,560円
テント使用料	1張り	〃	520円
Aコテージ使用料	1部屋	14時～翌日10時	12,220円
Bコテージ使用料	〃	〃	16,290円

別表5の部(1)の款（備考を除く。）を次のように改める。

(1) 射場使用料（1人につき）

使用時間		9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～21時	13時～21時	9時～21時
使用区分							
50メートル射場	生徒・学生	円 640	円 860	円 1,500	円 640	円 1,500	円 2,140
	一般	1,290	1,730	3,020	1,290	3,020	4,310
10メートル射場（紙標的）	生徒・学生	150	210	360	150	360	530
	一般	310	420	730	310	730	1,080

10メートル射場（電子標的）	生徒・学生	350	470	820	350	820	1,170
	一般	700	950	1,650	700	1,650	2,350
ビームライフル	児童・生徒・学生	210	270	480	210	480	690
	一般	420	560	980	420	980	1,400

別表5の部(2)の款（備考を除く。）を次のように改める。

(2) 射場多目的利用使用料

使用時間 使用区分		9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～21時	13時～21時	9時～21時
全面	児童・生徒	円 3,900	円 5,210	円 9,110	円 3,900	円 9,110	円 13,010
	一般・学生	7,820	10,430	18,260	7,820	18,250	26,070
3分の2面	児童・生徒	2,600	3,470	6,070	2,600	6,070	8,670
	一般・学生	5,210	6,950	12,160	5,210	12,160	17,370
2分の1面	児童・生徒	1,950	2,600	4,550	1,950	4,550	6,500
	一般・学生	3,900	5,210	9,110	3,900	9,110	13,010
3分の1面	児童・生徒	1,290	1,730	3,020	1,290	3,020	4,310
	一般・学生	2,600	3,470	6,070	2,600	6,070	8,670

別表5の部(4)の款（備考を除く。）を次のように改める。

(4) テニスコート使用料

使用時間		9時～12時	13時～17時	9時～17時
使用区分				
テニスコート1面	児 童 ・ 生 徒	円 970	円 1,290	円 2,260
	一 般 ・ 学 生	1,950	2,600	4,550
テニスコート2面	児 童 ・ 生 徒	1,940	2,600	4,540

	一般・学生	3,900	5,210	9,110
--	-------	-------	-------	-------

（藤枝市葉梨西北活性化施設条例の一部改正）

第31条 藤枝市葉梨西北活性化施設条例（平成20年藤枝市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第7条関係）

利用時間 利用区分	8時～12時	13時～17時	18時～21時	8時～21時
加工体験室	3,240円	3,240円	3,240円	8,650円
集会室	2,160円	2,160円	2,160円	4,320円
加工体験室・集会室	4,320円	4,320円	4,320円	10,820円

（藤枝市朝比奈農村環境改善センター条例の一部改正）

第32条 藤枝市朝比奈農村環境改善センター条例（平成20年藤枝市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	基本使用料					
	9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～21時	13時～21時	9時～21時
	時	時	時	時30分	時30分	時30分
多目的ホール	円 1,020	円 1,020	円 2,060	円 2,060	円 3,100	円 4,150
農産加工兼調理実習室	1,440	1,860	3,330	3,330	5,190	6,660
和室研修室	610	820	1,440	1,440	2,280	2,900
農事研修室	610	820	1,440	1,440	2,280	2,900
営農推進室	310	400	710	710	1,140	1,450
朝比奈グラウンド	1,060	1,060	2,130	3,220	4,290	5,360

（藤枝市朝比奈活性化施設条例の一部改正）

第33条 藤枝市朝比奈活性化施設条例（平成20年藤枝市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第１２条関係）

使用時間 使用区分	基本利用料金			
	午前	午後	夜間	全日
	9時から12時 まで	1時から5時 まで	6時から10時 まで	午前9時から午 後10時まで
体験学習室	2,200円	3,400円	3,730円	9,330円
和室	870円	1,530円	2,410円	4,810円
第1和室	430円	760円	1,200円	2,390円
第2和室	430円	760円	1,200円	2,390円
ふれあい談話室	870円	870円	870円	2,610円
惣菜加工室	1,480円	1,910円	3,410円	6,800円
菓子加工室	1,480円	1,910円	3,410円	6,800円

（藤枝市都市公園条例の一部改正）

第３４条 藤枝市都市公園条例（昭和40年藤枝市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第２(1)の部（（注）を除く。）を次のように改める。

(1) 藤枝総合運動公園サッカー場

利用区分			使用料							備考
			午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日	加算料	
			8時から 12時ま で	1時から 5時まで	午前8時 から午 後5時ま で	午後6時 から午 後9時ま で	午後1時 から午 後9時ま で	午前8時 から午 後9時ま で	1時間 につき	
入 場 料 等 を 徴 収 し	アマ チュ ア スポ ーツ 使用 する 場合	一 般 生 徒 ・児 童 ・幼 児	円 11,280	円 11,280	円 22,560	円 8,460	円 19,740	円 31,020	円 2,820	1 競技会 に使用す る場合 は、放送 設備及び 競技用器 具の使用 を含む。
			円 8,800	円 8,800	円 17,600	円 6,600	円 15,400	円 24,200	円 2,200	

な	アマチ		31,400	31,400	62,800	23,550	54,950	86,350	7,850	2 藤枝市 民及び市 内の事業 所等に勤 務する者 並びに市 内の事業 所等以外 の者が使 用する場 合は、当 該使用料 の50%に 相当する 額を加算 する。
い	ュアス									
場	ポーツ									
合	以外に 使用する 場合									
入	アマ	一	28,440	28,440	56,880	21,330	49,770	78,210	7,110	
場	チュ	般								
料	アス	生	22,200	22,200	44,400	16,650	38,850	61,050	5,550	
等	ポー	徒								
を	ツに	・児								
徴	使用	童								
収	する	・幼								
す	場合	児								
る	アマチ		284,920	284,920	569,840	213,690	498,610	783,530	71,230	
場	ュアス									
合	ポーツ									
	以外に 使用する 場合									
会	議室1		1,750	1,750	3,500	2,630	4,380	6,130		
会	議室2		1,040	1,040	1,860	1,580	2,620	3,660		
会	議室3		1,040	1,040	1,860	1,580	2,620	3,660		

別表第2(2)の部アの款及びイの款((注)を除く。)を次のように改める。

ア 4月1日から8月31日までの期間に係る使用料

利用区分	使用料			備考
	午前	午後	昼間	
	8時から12時まで	1時から6時まで	午前8時から午後6時まで	

入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する	一般	円	円	円	1 競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用器具の使用を含む。 2 藤枝市民及び市内の事業所等に勤務する者並びに市内の事業所等以外の者が使用する場合は、当該使用料の50%に相当する額を加算する。
	アマチュアスポーツ以外に使用する	生徒・児童・幼児	1,780	2,230	4,010	
			1,380	1,730	3,110	
			4,970	6,210	11,180	
入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する	一般	4,500	5,630	10,130	
	アマチュアスポーツ以外に使用する	生徒・児童・幼児	3,510	4,380	7,890	
			45,100	56,370	101,470	

イ 9月1日から翌年3月31日までの期間に係る使用料

利用区分			使用料			備考
			午前	午後	昼間	
			8時から12時まで	1時から5時まで	午前8時から午後5時まで	
入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する	一般	円	円	円	1 競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用器具の使用を含む。 2 藤枝市民及び市内の事業所等に勤務する者並びに市
	アマチュアスポーツ以外に使用する	生徒・児童・幼児	1,780	1,780	3,560	
			1,380	1,380	2,760	
			4,970	4,970	9,940	
入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する	一般	4,500	4,500	9,000	
	アマチュアスポーツ以外に使用する	生徒・児童・幼児	3,510	3,510	7,020	

収する場 合	する場合					内の事業所等 以外の者が使 用する場合 は、当該使用 料の50%に相 当する額を加 算する。
	アマチュアスポ ーツ以外に使用 する場合		45,100	45,100	90,200	

別表第2(3)の部アの款及びイの款((注)を除く。)を次のように改める。

ア 4月1日から8月31日までの期間に係る使用料

利用区分			使用料			備考
			午前	午後	昼間	
			8時から12時まで	1時から6時まで	午前8時から午後6時まで	
入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	円	円	円	1 競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用具の使用を含む。 2 藤枝市民及び市内の事業所等に勤務する者並びに市内の事業所等以外の者が使用する場合は、当該使用料の50%に相当する額を加算する。
			4,400	5,430	9,830	
		生徒・児童・幼児	3,030	3,760	6,790	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		13,200	16,430	29,630	
	専用で使 用しない 場合(個 人で使用 する場合)	一般	1人1回につき 150	1人1回につき 150	300	
		生徒・児童・幼児	1人1回につき 80	1人1回につき 80	160	
入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	17,600	22,000	39,600	
		生徒・児童・幼児	12,250	15,400	27,650	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		39,600	49,430	89,030	

イ 9月1日から翌年3月31日までの期間に係る使用料

利用区分			使用料			備考
			午前	午後	昼間	
			8時から12時まで	1時から5時まで	午前8時から午後5時まで	
入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	円 4,400	円 4,400	円 8,800	1 競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用器具の使用を含む。 2 藤枝市民及び市内の事業所等に勤務する者並びに市内の事業所等以外の者が使用する場合は、当該使用料の50%に相当する額を加算する。
		生徒・児童・幼児	3,030	3,030	6,060	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		13,200	13,200	26,400	
	専用で使用しない場合（個人で使用する場合）	一般	1人1回につき 150	1人1回につき 150	300	
		生徒・児童・幼児	1人1回につき 80	1人1回につき 80	160	
	入場料等を徴収する場合	一般	17,600	17,600	35,200	
	アマチュアスポーツに使用する場合	生徒・児童・幼児	12,250	12,250	24,500	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		39,600	39,600	79,200	

別表第2(4)の部を次のように改める。

(4) 藤枝総合運動公園グラウンドゴルフ場

利用区分／時間区分	使用料	
	半日	全日
	午前8時から正午まで又は午後1時から午後5時まで	午前8時から午後5時まで

専用 利用	一般		円	円
			20,950	41,900
	生徒・児童		10,470	20,940
個人 利用	当日券（1人 半日につき）	一般	300	
		生徒・児童	150	
	回数券（12 枚綴り。1枚 の利用は半 日につき）	一般	3,130	
		生徒・児童	1,560	

別表第2(5)の部アの款を次のように改める。

ア 藤枝総合運動公園サッカー場

区分		単位	使用料
電 光 表 示	アマチュアスポーツに使用 する場合	1時間	円 1,030
	アマチュアスポーツ以外に 使用する場合	1時間	10,050
照 明 設 備	アマチュアスポーツに使用 する場合	全灯 1時間	36,030
		3／4灯 1時間	27,020
		1／2灯 1時間	18,010
	アマチュアスポーツ以外に 使用する場合	1時間	90,080
放送設備		1回	2,200
報道用放送設備		1回	2,200

別表第2(5)の部イの款放送設備の項中「2,160」を「2,200」に改め、同款陸上競技用具の項中「5,140」を「5,230」に改め、同款サッカー競技用具の項中「1,020」を「1,030」に改める。

別表第2(6)の部を次のように改める。

(6) 蓮華寺池公園野外音楽堂

使用時 間区分 使用区 分	午前9時から 午前12時 まで	午後1時から 午後5時 まで	午後6時から 午後9時 まで	午前9時から 午後5時 まで	午後1時から 午後9時 まで	午前9時から 午後9時まで

入場料等を徴収しない場合	円 3,250	円 4,330	円 6,500	円 8,670	円 11,920	円 16,250
入場料等を徴収する場合	9,760	13,010	19,530	26,030	35,810	48,820
放送設備	1回 680円					

別表第2(7)の部を次のように改める。

(7) その他の使用料

区分				単位	使用料
1 行 為 を す る 場 合	(1) 物品の販売、募金その他これらに類する営業行為			1平方メートル1日	円 30
	(2) 総合運動公園多目的広場以外の場所で、競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する行為をする場合	面積によるもの		1平方メートル1日	20
		面積によりがたいもの		1回1日以内	1,010
	(3) 総合運動公園多目的広場で、競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する行為をする場合	人工芝広場	午前8時から午前12時まで	全面	3,870
			午後1時から午後5時まで	全面	3,870
			午後6時から午後9時まで	全面	7,230
			午前8時から午後5時まで	全面	7,740
			午後1時から午後9時まで	全面	11,100

		午前8時から午後9時まで	全面	14,970
	クレー 広場	午前8時から午前12時まで	全面	1,100
		午後1時から午後5時まで	全面	1,100
		午前8時から午後5時まで	全面	2,200
	(4) 業としての写真又は映画等の撮影		1台1日	2,390
	(5) 有料公園施設内における広告物の掲出又は表示		1平方メートル1日	1,520
2	公 園 を 占 用 す る 場 合	(1) 電柱、標識その他これらに類するもの	1本1年	1,220
		(2) ガス管、地下埋設物等	1メートル1月	20
		(3) 変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話室	1基1年	1,730
		(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートル1月	20
		(5) 興行する場合	1平方メートル1月	50
		(6) その他の占用物件	1平方メートル1月	市長が定める額
3	公園施設を設置する場合		1平方メートル1月	〃
4	公園施設を管理する場合		1月	〃

備考

- 1 総合運動公園多目的広場を半面使用するときは、それぞれ当該使用料の2分の1の額とし、10円未満は切上げとする。
- 2 午前8時から午後6時までの間に人工芝広場の照明設備を使用するときは、

使用の許可を得た時間 1 時間につき 1,440 円を加算した使用料を徴収する。

- 3 藤枝市民、市内の事業所等に勤務する者及び市内の事業所等以外のものが、総合運動公園多目的広場を使用するときは、当該使用料の 50% に相当する額を加算する。

別表第 2 (II) の部を次のように改める。

(II) おかべ巨石の森公園多目的広場

利用区分	使用料					
	午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日
	8時30分から12時まで	1時から5時まで	午前8時30分から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前8時30分から午後9時まで
入場料等を徴収しない場合	円 1,080	円 1,080	円 2,160	円 3,280	円 4,360	円 5,440
入場料等を徴収する場合	10,940	10,940	21,880	32,850	43,790	54,730

(藤枝市自転車等駐車場条例の一部改正)

第 35 条 藤枝市自転車等駐車場条例（平成 4 年藤枝市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

区分	種別	期間	料金(円)	
			一般	学生
自転車	一時利用	1 回(1 日)	150	150
	定期利用	1 月	2,610	2,080
		3 月	7,060	5,650
		6 月	12,560	10,050
原動機付自転車	一時利用	1 回(1 日)	200	200
	定期利用	1 月	3,130	2,610
		3 月	8,480	7,060
		6 月	15,080	12,560

（藤枝市下水道条例の一部改正）

第 3 6 条 藤枝市下水道条例（昭和60年藤枝市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の表一般汚水の項中「1,080 円」を「1,100 円」に、「118 円 80 銭」を「121 円」に、「129 円 60 銭」を「132 円」に、「151 円 20 銭」を「154 円」に、「162 円」を「165 円」に、「172 円 80 銭」を「176 円」に改め、同表公衆浴場汚水の項中「64 円 80 銭」を「66 円」に改める。

（藤枝市水道事業給水条例の一部改正）

第 3 7 条 藤枝市水道事業給水条例（平成10年藤枝市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項の表を次のように改める。

口 径	新設加入金の額
13ミ リ メートル	35,200円
20ミ リ メートル	57,200円
25ミ リ メートル	107,800円
30ミ リ メートル	187,000円
40ミ リ メートル	330,000円
50ミ リ メートル	517,000円
75ミ リ メートル	1,166,000円
100ミ リ メートル以上	市長が別に定める額

別表を次のように改める。

別表（第 2 2 条関係）

用途	口 径	基本料金		従量料金 (1 立方メートルにつき)
		水量	金額	
一般用	13ミ リ メートル	10立方メートルまで	1,056円	10立方メートルを超え25立方メートルまでの分 140円 80銭 25立方メートルを超え50立方メートルまでの分 151円 80銭 50立方メートルを超え100立
	20ミ リ メートル		1,342円	
	25ミ リ メートル		1,562円	

				方メートルまでの分 163円 90銭 100立方メートルを超える分 181円50銭
	30ミリメー トル	水量なし	1,375円	1立方メートルから25立方メ ートルまでの分 140円80銭
	40ミリメー トル		2,376円	25立方メートルを超え50立 方メートルまでの分 151円
	50ミリメー トル		5,192円	80銭 50立方メートルを超え100立
	75ミリメー トル		10,373円	方メートルまでの分 163円 90銭
	100ミリメ ートル		19,129円	100立方メートルを超える分 181円50銭
	125ミリメ ートル		32,164円	
	150ミリメ ートル		50,391円	
浴場営業用		水量なし	各口径料 金	1立方メートルから100立方 メートルまでの分 140円80 銭 100立方メートルを超える分 151円80銭

(藤枝市簡易水道条例の一部改正)

第38条 藤枝市簡易水道条例（平成10年藤枝市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

口径	新設加入金の額
20ミリメートルまで	33,000円
25ミリメートル以上	市長が別に定める額

第 9 条の表を次のように改める。

基本料金		従量料金（1 立方メートルにつき）
水量	金額	
10 立方メートルまで	880 円	10 立方メートルを超える分 99 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の藤枝市水道事業給水条例第 10 条の規定及び藤枝市簡易水道条例第 7 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の新設工事又は増径分岐工事の申込みをする給水装置に係る加入金について適用し、施行日前までに新設工事又は増径分岐工事の申込みをした給水装置に係る加入金については、なお従前の例による。
- 3 この条例（第 1 条及び第 35 条から第 38 条までの規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、施行日以後に行う施設等の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った施設等の使用等に係る使用料等で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設等の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。
- 4 第 1 条の規定による改正後の藤枝市駐車場条例第 4 条の規定は、施行日以後に行う駐車場の利用に係る駐車料金について適用し、施行日前に行った駐車場の利用に係る駐車料金については、なお従前の例による。
- 5 第 35 条の規定による改正後の藤枝市自転車等駐車場条例別表の規定は、施行日以後に行う駐車場の利用に係る利用料金について適用し、施行日前に行った駐車場の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 6 第 36 条の規定による改正後の藤枝市下水道条例第 16 条の規定にかかわらず、施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から平成 31 年 10 月 31 日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日が同月 31 日後である下水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が

確定した日をいう。以下この項において同じ。) から施行日以後、初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 31 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。) については、なお従前の例による。

7 第 37 条の規定による改正後の藤枝市水道事業給水条例別表の規定及び第 38 条の規定による改正後の藤枝市簡易水道条例第 9 条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成 31 年 10 月 31 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日が同月 31 日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 31 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

8 前 2 項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。

藤枝市霊きゅう自動車使用条例の一部を改正する条例

藤枝市霊きゅう自動車使用条例（昭和50年藤枝市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条の表死亡者が本市住民であるときの項中「1,500円」を「2,000円」に改め、同表死亡者が本市住民でないときの項中「3,010円」を「4,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の規定は、平成31年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

藤枝市大井川河川敷スポーツ広場グラウンドゴルフ場条例の一部を改正
する条例

藤枝市大井川河川敷スポーツ広場グラウンドゴルフ場条例（平成21年藤枝市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の部（備考を除く。）を次のように改める。

(1) 施設使用料

使用区分	時間区分	使用料	
		半日	全日
		午前8時から午前12時まで 又は午後1時から午後5時 まで	午前8時から午後5時まで
専用使用 (1コースにつき)	一般・学生	3,490円	6,980円
	生徒・児童	1,740円	3,490円
個人使用	当日券（1人半日につき）	一般・学生	200円
		生徒・児童	100円
	回数券（12枚つづり。1枚の利用は半日につき）	一般・学生	2,080円
		生徒・児童	1,030円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の別表(1)の部の規定は、平成31年10月1日（以下「基準日」という。）以後の施設の使用に係る使用料で基準日以後に納付するものについて適用し、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から平成31年9月30日までの施設の使用に係る使用料で、基準日前又は基準日以後に納付するものについては、なお従前の例による。

（施行日から基準日前までの間に納付する使用料の特例）

- 3 基準日以後の施設の使用に係る使用料で施行日以後基準日前までに納付するものについては、次の表の左欄に掲げる改正後の藤枝市大井川河川敷スポーツ広

場グラウンドゴルフ場条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

別表(1)専用使用 (1コースにつき)の款	3,490 円	3,420 円
	6,980 円	6,850 円
	1,740 円	1,710 円
	3,490 円	3,420 円

第 2 9 号議案

藤枝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例

藤枝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤枝市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第 4 条に規定する免許状を有する者

第 1 2 条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市営バスの設置及び管理に関する条例（平成19年藤枝市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 4 号を次のように改める。

(4) 回数券使用料 規則で定める回数券により利用する場合の使用料

第 4 条第 2 項第 5 号を削り、同条第 4 項及び第 5 項を削り、同条第 6 項中「、ふれあい乗車券使用料及びゆらく線」を「及び」に、「、ふれあい乗車券又はゆらく線」を「又は」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 7 項を同条第 5 項とする。

別表第 1 中「、ふれあい乗車券使用料及びゆらく線」を「及び」に、

「

8,640円 (6,000円)	3,700円 (2,590円)
24,620円 (17,220円)	10,550円 (7,380円)
46,650円 (32,650円)	19,990円 (13,980円)

」を

「

8,800円 (6,000円)	3,760円 (2,630円)
25,070円 (17,530円)	10,740円 (7,510円)
47,510円 (33,250円)	20,360円 (14,230円)

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定（「、ふれあい乗車券使用料及びゆらく線」を「及び」に改める部分を除く。）は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定（「、ふれあい乗車券使用料及びゆらく線」を「及び」に改める部分を除く。）は、平成31年10月1日以後に購入する定期乗車券に係る使用料について適用し、同日前に購入した定期乗車券に係る使用料については、なお従前の例による。

藤枝市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における再生可能エネルギー発電設備の設置について必要な事項を定め、もって魅力ある景観、豊かな自然環境及び安全で安心な生活環境の保全と、地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 本市における美しい景観、緑と水に恵まれた自然環境及び安全で安心な生活環境は、先人が築き上げてきたかけがえのない財産であることに鑑み、その恩恵を将来にわたって守り、育み、さらに継承していくことができるよう、その保全及び活用が図られなければならない。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー源 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第 2 条第 4 項の太陽光、風力及びバイオマスをいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属施設をいう。
- (3) 事業 再生可能エネルギー発電設備を設置し、発電を行うことをいう。
- (4) 事業者 事業を行う者をいう。
- (5) 事業区域 事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。）をいう。
- (6) 関係住民等 次に掲げる者をいう。

ア 事業区域の周辺地域に居住する者

イ 事業区域の周辺地域に存する地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の地縁による団体その他これに類する団体

ウ ア及びイに掲げる者のほか、再生可能エネルギー発電設備設置に関し事業区域の周辺地域の生活環境の保全についての利害関係を有する者

- (7) 土地所有者等 事業区域の土地の所有者、占有者及び管理者をいう。

(適用事業)

第 4 条 この条例を適用する事業は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 事業区域の面積が1,000平方メートル以上の事業

(2) 再生可能エネルギー発電設備の高さが15メートルを超える事業

2 前項の規定にかかわらず、建築物の屋根又は屋上に再生可能エネルギー発電設備を設置するものについては、この条例は適用しない。

(市の責務)

第5条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、第2条に規定する基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、第1条に規定する目的を達成するため、第2条に規定する基本理念にのっとり、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害、生活環境への被害等が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、本市の景観、自然環境及び生活環境に十分配慮するとともに、関係住民等及び土地所有者等（以下「関係者等」という。）に対して事業に係る計画の内容、維持管理の方法等について十分説明し、関係者等と良好な関係を保持するよう努めるものとする。

2 事業者は、事業を継続している間又は終了する場合において発生した不要な設備について、関係法令に基づき適正に処理又は再利用を行うとともに、土地所有者等と連携して事業終了後における事業区域の有効利用に努めるものとする。

3 事業者は、関係者等から事業に関する苦情等があった場合は、関係者等の理解が得られるよう、誠実に対応するよう努めるものとする。

4 事業者は、地域の一員として、地域への理解を深め、地域への積極的な参加及び地域の発展に寄与する施策を実施し、地域貢献に努めるものとする。

(抑制区域)

第9条 市長は、次に掲げる区域のうち特に必要があると認めるものを、事業を抑制する区域（以下「抑制区域」という。）として指定することができる。

(1) 豊かな自然環境、優良な農地及び良好な森林環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域

- (2) 本市を象徴する優れた景観として良好な状態が保たれている区域
- (3) 歴史的又は郷土的な特色を有している区域
- (4) 土砂災害その他自然災害による被害の危険性が高い区域
- (5) 良好な住宅環境が保たれている区域

2 前項の抑制区域は、規則で定める。

(事業の届出)

第10条 事業者は、事業を行おうとするときは、規則で定めるところにより事業に着手しようとする60日前までに必要な事項を届け出て市長の同意を得なければならない。

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、速やかにその変更に係る内容を届け出て、市長の同意を得なければならない。

(事業計画の周知)

第11条 事業者は、事業を行おうとするときは、その旨の広告、事業計画書の縦覧及び説明会の開催等を通じて関係住民等に周知を図らなければならない。

(意見書及び見解書の提出)

第12条 関係住民等は、規則で定めるところにより、事業計画書に対する環境保全上の見地からの意見書を、事業者が第10条の規定による届出を行った日から起算して14日以内に市長を経由して事業者に提出することができる。

2 事業者は、前項の意見書に対する見解書を、意見書の提出日から起算して7日以内に市長に提出し、並びに広告及び縦覧しなければならない。

(再意見書及び修正見解書の提出)

第13条 関係住民等は、規則で定めるところにより、前条第2項の見解書に対する環境保全上の見地からの再意見書を、事業者が見解書を縦覧した日から起算して7日以内に市長を経由して事業者に提出することができる。

2 事業者は、前項の再意見書に対する再見解書を、再意見書の提出日から起算して7日以内に市長に提出し、並びに広告及び縦覧しなければならない。

(同意)

第14条 市長は、事業者の手續が適切であって、事業計画が生活環境の保全上支障がないと認めるときは、事業について同意するものとする。

2 市長は、事業計画について生活環境の保全上支障が生じるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、その旨を通知するとともに、事業計画の変更を求めるものとする。

- 3 市長は、必要に応じて生活環境の保全について藤枝市環境審議会の意見を聴くことができる。

(同意の制限)

第15条 市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に存する場合は、事業について同意しないものとする。ただし、関係住民等との手続が適切に行われた事業であって、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるものについては、この限りでない。

(維持管理及び報告)

第16条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の適切な維持管理を行うとともに、自然災害、人為的災害その他の非常事態により、事業区域及びその周辺に被害が生じた場合は直ちに適切な対策を講ずるとともに、市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する場合のほか、事業区域の周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、再生可能エネルギー発電設備の維持管理状況について、事業者に対し適宜報告を求めることができる。

(事業の廃止)

第17条 事業者は、事業を廃止する場合は、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出るとともに、事業により設置した設備を関係法令に基づき適正に処分しなければならない。

- 2 事業者は、事業により設置した設備の撤去が完了した場合は、規則に定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(立入調査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告書の提出を求め、又は職員を事業区域に立ち入らせて調査を行うことができる。

(指導、助言及び勧告)

第19条 市長は、次の各号いずれかに該当すると認めるときは、事業者に対し必要な措置を講ずるよう指導、助言及び勧告を行うことができる。

- (1) 第10条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は市長の同意を得ずに事業に着手したとき。
- (2) 第16条の規定による報告をせず、又は報告をしてもなお、適切な対策を講じなかったとき。
- (3) 第17条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は再生可能

エネルギー発電設備の適正な処分を行わなかったとき。

(4) 正当な理由なく立入調査を拒否したとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、第1条に規定する目的を達成するため、市長が必要と認めるとき。

(公表)

第20条 市長は、前条の勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、事業者の名称及び所在地並びに当該勧告内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表を行うときは、あらかじめ事業者に対してその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国及び県への報告)

第21条 市長は、前条の規定による公表を行った場合は、当該公表内容及び公表の事実を国及び県へ報告するものとする。

(規則への委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成31年7月1日（次項において「施行日」という。）から施行し、同日以後に着手する事業について適用する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第14条第1項の規定による同意を得ようとする者は、施行日前においても、第10条の規定の例により、必要な行為をすることができる。

藤枝市職員定数条例の一部を改正する条例

藤枝市職員定数条例（昭和29年藤枝市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「890人」を「940人」に改め、同号イ中「850人」を「900人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

藤枝市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市病院事業の設置等に関する条例（昭和47年藤枝市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第4号中「神経内科」を「脳神経内科」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項本文の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約を変更することを関係地方公共団体の協議により定めることについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約（平成20年総行市第1号）の一部を次のように変更する。

第4条第4号中「及び自動車取得税」を削り、「第442条第2号」を「第442条第5号」に、「同条第4号」を「同条第7号」に改める。

附 則

この規約は、平成31年10月1日から施行する。

藤枝市・岡部町合併基本計画の変更について

藤枝市・岡部町合併基本計画を別紙のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第6条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

現行

藤枝市・岡部町 合併基本計画

平成20年1月
藤枝市・岡部町合併協議会

改正後

藤枝市・岡部町 合併基本計画

平成20年1月
藤枝市・岡部町合併協議会

平成31年3月

藤枝市変更

現行

目次 （略）

1. 序論

（１） （略）

（２）計画の位置付け

① （略）

②計画の期間

計画の期間は、合併期日から平成３０年度とします。

2. 市の概況 （略）

改正後

目次 （略）

1. 序論

（１） （略）

（２）計画の位置付け

①（略）

②計画の期間

計画の期間は、合併期日から平成３５年度とします。

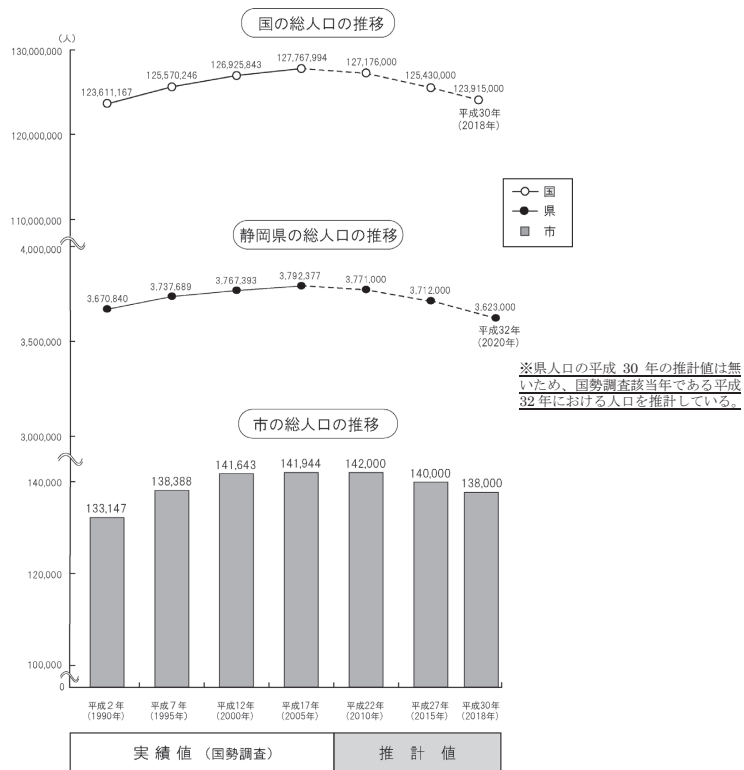
2. 市の概況 （略）

3. 主要指標の見通し

(1) 人口の予測

本市の人口は平成12年と平成17年の国勢調査結果から推計すると、横ばいから徐々に減少していくと予測されています。15歳未満の人口は平成17年が20,388人で、平成12年と比べて1,370人（6.3%）減少している一方で、65歳以上の人口は平成17年が28,819人で平成12年と比べて4,743人（19.7%）増加となっており、県の人口増減の割合（15歳未満の人口5.7%減、65歳以上の人口17.1%増）を上回って少子高齢化が進んでいます。平成30年には、65歳以上の人口は3割を超えると推計されています。

将来人口の予測（総人口）



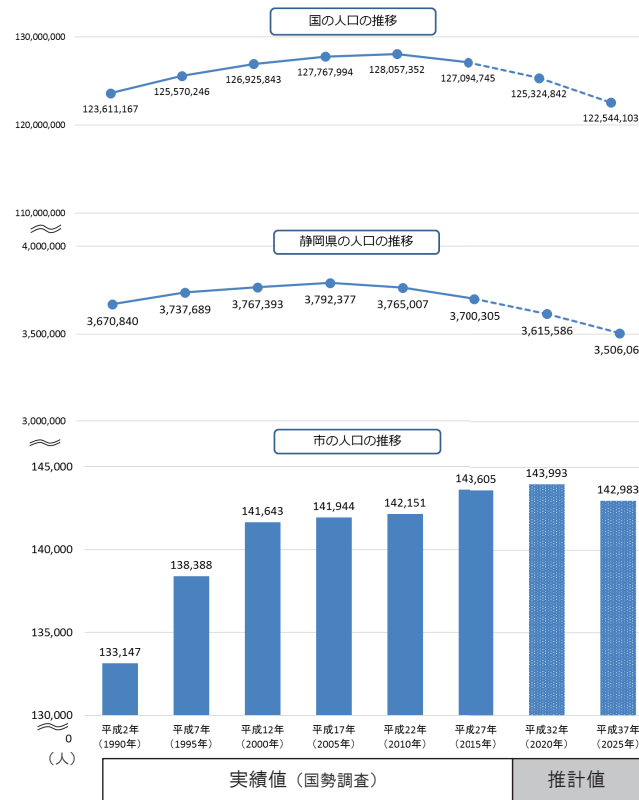
※平成22年～平成30年の推計値は、平成12年、平成17年の実績値をもとにしたコーホート要因法による推計を基本としている。
※全国・県の平成22年～平成32年の推計値は、国立社会保障・人口問題研究所にて公表されている推計値

3. 主要指標の見通し

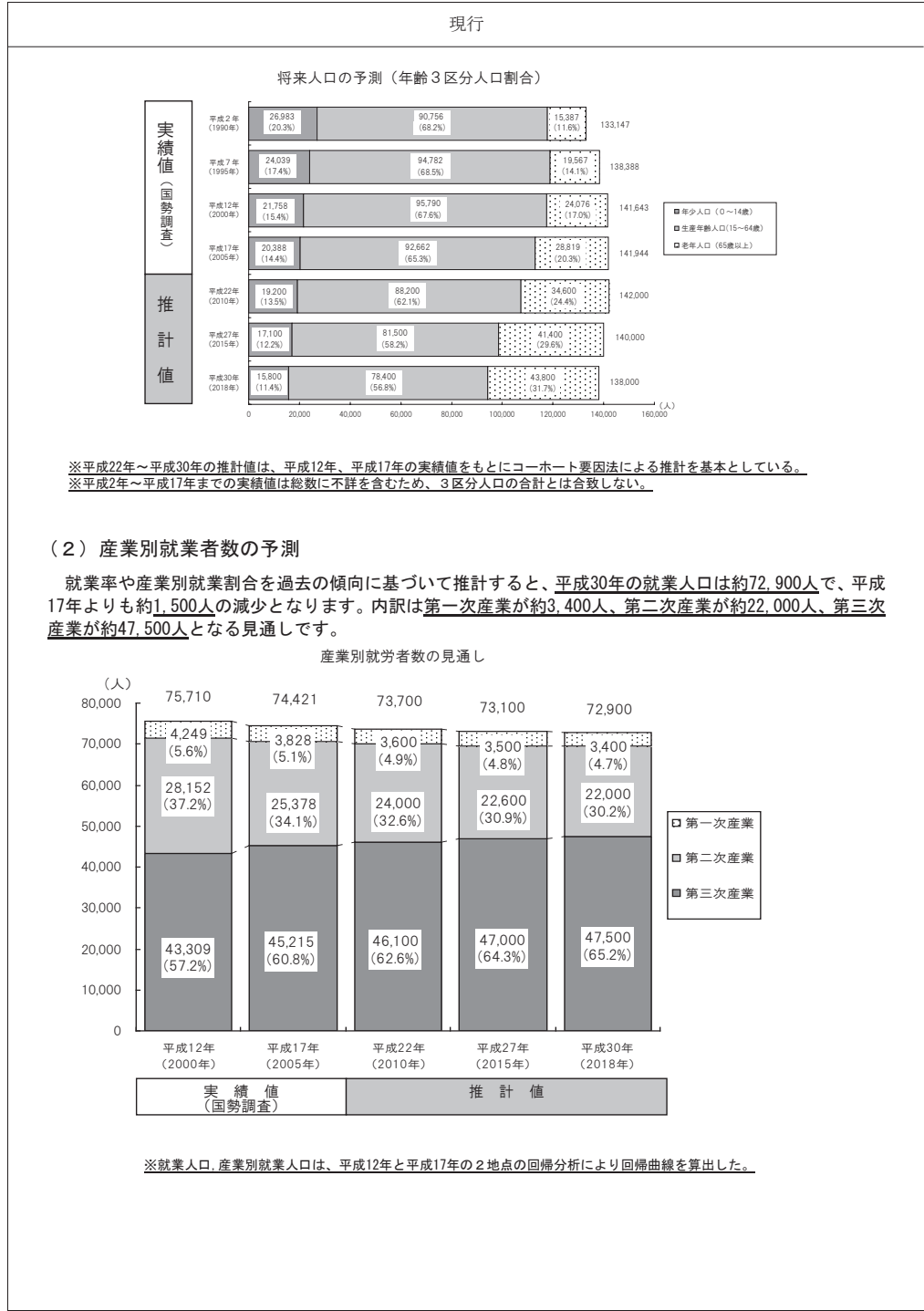
(1) 人口の予測

本市の人口は、平成32年に向けて微増した後、減少していくと予測されています。15歳未満の人口は平成27年が19,333人で、平成17年と比べて1,055人（5.2%）減少している一方で、65歳以上の人口は平成27年が39,921人で平成17年と比べて11,102人（38.5%）増加となっており、県の人口増減の割合と比較して、15歳未満人口の減少幅は少なくなっていますが、65歳以上の人口の増加幅は上回っています。（県：15歳未満の人口10.8%減、65歳以上の人口32.0%増）平成32年には、65歳以上の人口は3割を超えると推計されています。

将来人口の予測（総人口）



※平成2年から平成27年は国勢調査結果による実績値。平成32年、平成37年は推計値
※国の平成32年、平成37年の推計値は、国立社会保障・人口問題研究所推計値（平成29年推計：出生中位・死亡中位）。
静岡県及び市の平成32年、平成37年の推計値は、国立社会保障・人口問題研究所推計値（平成30年推計）



現行

- 4. まちづくりの基本方針 （略）
- 5. 主要施策 （略）
- 6. 県事業の推進 （略）
- 7. 公共的施設の適正配置・整備 （略）

8. 財政計画

（１）前提条件

- ①現行の税財政制度を基本に普通会計での歳入歳出を推計した。
- ②計画期間は平成２１年度から平成３０年度までの１０年間とする。

③合併に伴う効果・影響額（人件費削減等）を見込んだ。

（２）歳入・歳出推計の考え方

①歳入

- | | | |
|----|------------|--|
| 1 | 市税 | <u>平成１９年度調定額をベースに、過去の実績や今後の経済見通し、人口推計を踏まえて見込んだ。</u>
<u>不均一課税の特例については、調整方針に基づく影響額を見込んだ。</u> |
| 2 | 地方譲与税 | <u>平成１９年度の普通交付税基準財政収入額算入額から見込んだ。</u> |
| 3 | 利子割交付金等交付金 | <u>平成１９年度の普通交付税基準財政収入額を基本に見込んだ。</u> |
| 4 | 地方交付税 | 普通交付税は、合併算定替により算定するとともに、 <u>合併に係る交付税措置（合併補正）を見込んだ。</u>
特別交付税は、 <u>過去の実績から</u> 見込んだ。 |
| 5 | 分担金及び負担金 | 平成１８年度決算額を基本に見込んだ。 |
| 6 | 使用料及び手数料 | 平成１８年度決算額を基本に見込んだ。 |
| 7 | 国庫支出金 | 過去の実績から見込んだ。 |
| 8 | 県支出金 | 過去の実績から見込んだ。 |
| 9 | 繰入金 | 特定目的基金の繰入を見込んだ。
各年度の収支調整のため、財政調整基金の繰入を見込んだ。
駐車場特別会計からの繰入について、 <u>平成１８年度決算額の水準で</u> 見込んだ。 |
| 10 | 市債 | 建設事業債は、新市基本計画等における事業実施のため、普通建設事業に充てる起債を見込んだ。 |
| 11 | 諸収入・その他 | 諸収入、財産収入、寄付金について、 <u>過去の実績から</u> 見込んだ。 |

改正後

- 4. まちづくりの基本方針 （略）
- 5. 主要施策 （略）
- 6. 県事業の推進 （略）
- 7. 公共的施設の適正配置・整備 （略）

8. 財政計画

（１）前提条件

- ①現行の税財政制度を基本に一般会計での歳入歳出を推計した。
- ②計画期間は平成２１年度から平成３５年度までの１５年間とする。
なお、平成２１年度から平成２９年度までは決算額、平成３０年度は現計予算額、平成３１年度は当初予算額、平成３２年度から平成３５年度までは推計値とする。
- ③ 削除

（２）歳入・歳出推計の考え方

①歳入

- | | | |
|----|------------|---|
| 1 | 市税 | <u>平成３１年度の当初予算を基本に、過去の実績や今後の経済見通し、人口推計を踏まえて見込んだ。</u> |
| 2 | 地方譲与税 | <u>平成３１年度の当初予算を基本に見込んだ。</u> |
| 3 | 利子割交付金等交付金 | <u>平成３１年度の当初予算を基本に見込んだ。</u> |
| 4 | 地方交付税 | 普通交付税は、 <u>平成３１年度の当初予算を基本に見込むとともに、税財政制度の見直しを見込んだ。</u>
特別交付税は、 <u>平成３１年度の当初予算を基本に見込んだ。</u> |
| 5 | 分担金及び負担金 | 平成３１年度の当初予算を基本に見込んだ。 |
| 6 | 使用料及び手数料 | 平成３１年度の当初予算を基本に見込んだ。 |
| 7 | 国庫支出金 | 過去の実績 <u>及び歳出事業費</u> から見込んだ。 |
| 8 | 県支出金 | 過去の実績 <u>及び歳出事業費</u> から見込んだ。 |
| 9 | 繰入金 | 特定目的基金の繰入を見込んだ。
各年度の収支調整のため、財政調整基金の繰入を見込んだ。
駐車場特別会計からの繰入について、 <u>平成３１年度の当初予算を基本に見込んだ。</u> |
| 10 | 市債 | 建設事業債は、新市基本計画等における事業実施のため、普通建設事業に充てる起債を見込んだ。 |
| 11 | 諸収入・その他 | 諸収入、財産収入、寄付金について、 <u>平成３１年度の当初予算を基本に見込んだ。</u> |

現行

②歳出	
1 人件費	<u>定員適正化計画を踏まえ、合併後の退職者の補充を抑制することによる一般職員の減少並びに合併による議員及び特別職の減少を見込んだ。</u>
2 物件費	<u>平成１９年度予算からの見込額を基本とし、庁内経費の削減を見込んだ。</u> <u>組織や庁舎の取扱い等については、現段階で調整が未決定であるため、削減額を見込まない。</u>
3 維持補修費	<u>平成１９年度予算からの見込額を基本として見込んだ。</u>
4 扶助費	<u>平成１９年度予算からの見込額を基本とし、毎年度５％の伸びを見込んだ。</u>
5 補助費等	<u>平成１９年度予算からの見込額を基本として見込んだ。</u>
6 公債費	<u>平成１９年度以降の借り入れ利率を３．５％とし、各年度の償還額を見込んだ。</u>
7 積立金	利子及び元金積立金について見込んだ。
8 投資・出資・貸付金	出資金は、病院事業への出資金を見込んだ。 貸付金は、 <u>平成１９年度予算からの見込額を基本として見込んだ。</u>
9 繰出金	<u>簡易水道、公共下水道、農業集落排水の特別会計については、事業収支を推計して見込んだ。</u> <u>国民健康保険、老人保健、介護保険の特別会計については、医療費や給付費等の推計により見込んだ。</u>
10 投資的経費	<u>歳入総額及び投資的経費を除く歳出総額の収支により見込んだ。</u>

改正後

②歳出	
1 人件費	<u>平成３１年度の当初予算を基本に見込んだ。</u> <u>（平成３２年度以降の会計年度任用職員を考慮）</u>
2 物件費	<u>平成３１年度の当初予算を基本に見込んだ。</u>
3 維持補修費	<u>平成３１年度の当初予算を基本に見込んだ。</u>
4 扶助費	<u>平成３１年度の当初予算を基本とし、毎年度６％程度の伸びを見込んだ。</u>
5 補助費等	<u>平成３１年度の当初予算を基本に見込んだ。</u>
6 公債費	<u>平成３１年度以降の借り入れ利率を０．５％とし、各年度の償還額を見込んだ。</u>
7 積立金	利子及び元金積立金について見込んだ。
8 投資・出資・貸付金	出資金は、病院事業への出資金を見込んだ。 貸付金は、 <u>平成３１年度の当初予算を基本に見込んだ。</u>
9 繰出金	公共下水道、農業集落排水の特別会計については、事業収支計画で見込んだ。 <u>国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計については、医療費や給付費等の推計により見込んだ。</u>
10 投資的経費	<u>平成３１年度の当初予算を基本に見込んだ。</u>

現行

(3) 財政計画

《歳入》

(単位：百万円)

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	計
市税	20,386	20,600	20,836	20,697	20,930	21,173	21,032	21,278	21,535	21,373	209,840
地方譲与税	531	531	531	531	531	531	531	531	531	531	5,310
利子割交付金等交付金	2,379	2,317	2,315	2,313	2,311	2,310	2,308	2,308	2,306	2,332	23,199
地方交付税	3,785	3,789	3,793	3,797	3,802	3,632	3,637	3,578	3,452	3,324	36,589
分担金及び負担金	369	369	369	369	369	369	369	369	369	369	3,690
使用料及び手数料	609	609	609	609	609	609	609	609	609	609	6,090
国庫支出金	3,420	3,605	3,673	3,766	3,856	3,939	4,030	4,149	4,288	4,411	39,137
県支出金	1,651	1,718	1,761	1,799	1,877	1,925	1,985	2,040	2,102	2,157	19,015
繰入金	921	501	468	451	181	551	51	51	51	51	3,277
市債	2,454	2,461	2,330	2,255	2,146	2,030	1,911	1,864	1,837	1,793	21,081
諸収入・その他	2,940	2,829	2,773	2,801	2,832	2,794	2,787	2,823	2,867	2,888	28,334
歳入合計	39,445	39,329	39,458	39,388	39,444	39,863	39,250	39,600	39,947	39,838	395,562

改正後

(3) 財政計画

《歳入》

(単位：百万円)

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
市税	20,410	20,403	20,533	20,435	20,766	21,000	20,766	21,288	21,582	21,220
地方譲与税	461	451	442	414	412	381	399	399	400	369
利子割交付金等交付金	1,987	1,956	1,898	1,786	1,935	2,167	3,317	2,948	3,234	2,969
地方交付税	3,649	4,474	4,575	4,738	4,558	4,186	4,130	4,085	3,760	3,389
分担金及び負担金	404	393	408	440	453	453	381	415	430	445
使用料及び手数料	462	442	450	445	435	425	498	494	482	443
国庫支出金	5,012	4,643	4,386	4,170	4,127	5,087	6,105	6,176	6,997	6,432
県支出金	1,981	2,436	2,852	2,670	3,118	2,877	2,848	3,483	3,566	3,825
繰入金	339	466	278	999	777	1,564	592	437	2,884	530
市債	3,894	4,763	3,700	2,979	2,786	2,680	2,633	2,900	3,611	4,163
諸収入・その他	4,928	5,297	6,619	5,861	6,369	6,553	6,858	10,128	10,136	8,056
歳入合計	43,527	45,724	46,141	44,937	45,736	47,373	48,527	52,753	57,082	51,841

区 分	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	計
市税	20,900	21,000	20,800	21,100	21,300	313,503
地方譲与税	387	387	387	394	394	6,077
利子割交付金等交付金	3,158	3,940	3,940	3,940	3,940	43,115
地方交付税	3,220	3,512	3,476	3,441	3,406	58,599
分担金及び負担金	347	260	260	260	260	5,609
使用料及び手数料	421	399	399	399	399	6,593
国庫支出金	7,167	7,752	8,161	8,595	9,054	93,864
県支出金	4,349	4,760	5,018	5,292	5,582	54,657
繰入金	2,794	2,474	3,203	2,893	2,679	22,909
市債	4,824	3,900	3,740	3,670	2,970	53,213
諸収入・その他	5,413	5,416	5,416	5,416	5,416	97,882
歳入合計	52,980	53,800	54,800	55,400	55,400	756,021

現行

《歳出》

(単位：百万円)

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	計
人件費	7,083	7,033	6,892	6,587	6,574	6,986	6,914	6,661	6,413	6,445	67,588
物件費	4,636	4,631	4,534	4,490	4,566	4,496	4,467	4,500	4,539	4,494	45,353
維持補修費	377	377	377	377	377	377	377	377	377	377	3,770
扶助費	5,162	5,419	5,691	5,975	6,274	6,588	6,917	7,263	7,626	8,007	64,922
補助費等	4,091	4,089	4,064	4,044	4,010	3,999	3,971	3,949	3,924	3,906	40,047
公債費	6,432	5,693	5,881	5,844	5,698	5,619	5,219	5,110	4,852	4,604	54,952
積立金	363	483	480	374	274	297	57	364	665	366	3,723
投資・出資・貸付金	2,274	2,274	2,273	2,270	2,273	2,275	2,279	2,284	2,288	2,294	22,784
繰出金	3,869	3,830	3,886	3,966	3,969	3,991	4,025	4,051	4,136	4,243	39,966
投資の経費	5,158	5,500	5,380	5,461	5,429	5,235	5,024	5,041	5,127	5,102	52,457
歳出合計	39,445	39,329	39,458	39,388	39,444	39,863	39,250	39,600	39,947	39,838	395,562

用語解説 (略)

改正後

《歳出》

(単位：百万円)

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
人件費	7,013	6,970	7,017	6,827	5,592	6,081	5,852	5,725	5,886	6,327
物件費	4,600	4,863	5,196	4,977	4,756	4,966	5,009	5,628	5,727	6,032
維持補修費	542	408	371	412	498	499	532	554	517	564
扶助費	4,866	6,708	7,121	7,405	7,504	8,192	8,785	9,570	9,764	10,619
補助費等	4,772	3,797	3,488	3,571	4,479	4,492	4,931	5,691	7,893	7,880
公債費	6,170	5,953	6,003	5,924	5,711	5,651	5,406	5,250	5,043	4,804
積立金	364	789	1,908	729	1,974	1,179	448	2,961	1,417	1506
投資・出資・貸付金	3,500	3,710	3,596	3,711	3,717	3,715	3,503	3,535	3,087	3,149
繰出金	3,341	3,534	3,616	3,770	4,049	4,417	4,849	4,969	8,377	4,136
投資の経費	6,639	5,956	5,644	4,902	4,500	5,304	5,364	6,060	6,548	6,724
その他歳出										100
歳出合計	41,807	42,688	43,960	42,228	42,780	44,496	44,679	49,943	54,259	51,841

区 分	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	計
人件費	6,225	7,122	7,275	7,178	7,179	98,269
物件費	6,396	5,561	5,561	5,561	5,561	80,394
維持補修費	557	546	546	546	546	7,638
扶助費	11,794	12,984	13,708	14,582	15,542	149,144
補助費等	9,490	8,890	8,909	8,900	7,965	95,148
公債費	4,452	4,676	4,694	4,436	4,317	78,490
積立金	125	120	120	120	120	13,880
投資・出資・貸付金	3,158	3,147	3,137	3,127	3,117	50,909
繰出金	4,205	4,344	4,440	4,540	4,643	67,230
投資の経費	6,478	6,310	6,310	6,310	6,310	89,359
その他歳出	100	100	100	100	100	600
歳出合計	52,980	53,800	54,800	55,400	55,400	731,061

用語解説 (略)

市有財産（土地）の取得について（高田）

次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 土地の所在 藤枝市高田字森屋 8 1 番 1 他
- 2 地 目 田 他
- 3 地 積 1 0 2 , 3 3 6 . 6 2 m²
- 4 取得の方法 売買契約
- 5 取得価格 3 , 3 5 3 , 0 1 9 , 0 0 0 円
- 6 契約の相手方 静岡市葵区追手町 9 番 6 号
静岡県公営企業管理者
企業局長 梅藤 久人

市有財産（土地）の処分について（高田）

次の財産を売払いにより処分することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 土地の所在 藤枝市高田字森屋 8 1 番 1 他
- 2 地 目 宅地
- 3 地 積 8 4 , 0 5 3 m²
- 4 売 払 の 方 法 売買契約
- 5 売 払 価 格 3 , 3 0 5 , 3 8 4 , 2 2 5 円
- 6 契約の相手方 (1) 静岡市清水区入船町 1 1 番 1 号
エスエスケイフーズ株式会社
代表取締役社長 下山田英一
(2) 藤枝市上当間 6 7 4 番地
トヨタ部品静岡共販株式会社
代表取締役 藪内行雄
(3) 藤枝市岡部町岡部 2 2 0 9 番地の 1 8
美光産業株式会社
代表取締役 杉山貴久
(4) 藤枝市八幡 5 2 1 番地の 8
山喜本舗有限会社
代表取締役 磯部義金
(5) 藤枝市八幡 2 0 8 番地の 1
ダン化学株式会社
代表取締役 大石亮太
(6) 焼津市藤守 1 4 2 5 番地
永和工業株式会社
代表取締役 反町常一

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第 1 0 条第 1 項の規定により、市道の路線を次のとおり廃止する。

路線番号	路 線 名	区 間
5 0 2 0 1	5 地区 2 0 1 号線	高田森屋 1 1 4 番 5 地先 高田穴田 9 2 2 番 1 地先
5 0 2 0 2	5 地区 2 0 2 号線	高田森屋 8 8 番地先 高田杉下 9 1 2 番 8 地先
5 0 2 8 9	5 地区 2 8 9 号線	西方岩出 5 5 0 番 4 地先 西方下桑原 6 1 番 8 地先
5 0 4 4 4	5 地区 4 4 4 号線	高田 9 4 7 － 1 地先 高田 9 7 1 － 9 地先
5 0 4 4 5	5 地区 4 4 5 号線	高田 1 0 3 0 － 2 地先 高田 1 6 6 地先
5 0 4 4 6	5 地区 4 4 6 号線	高田 1 5 9 地先 高田 1 5 5 － 1 地先
5 0 4 4 8	5 地区 4 4 8 号線	高田 1 0 3 6 － 1 地先 高田 1 0 3 3 － 1 地先

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第 8 条第 1 項の規定により、市道の路線を次のとおり認定する。

路線番号	路 線 名	区 間
2 0 3 6 6	2 地区 3 6 6 号線	小石川町 3 丁目 8 9 5 番 1 地先 小石川町 3 丁目 8 9 5 番 4 3 地先
2 0 3 6 7	2 地区 3 6 7 号線	小石川町 3 丁目 9 0 5 番 1 地先 小石川町 3 丁目 9 0 6 番 1 地先
2 0 3 6 8	2 地区 3 6 8 号線	高柳 1 丁目 4 4 7 番 1 地先 高柳 1 丁目 4 4 8 番 1 0 地先
4 0 4 2 9	4 地区 4 2 9 号線	瀬戸新屋 1 1 4 番 1 5 地先 瀬戸新屋 1 1 3 番 1 5 地先
5 0 2 0 1	5 地区 2 0 1 号線	高田 1 2 1 番 1 地先 高田 1 1 8 番地先
5 0 2 0 2	5 地区 2 0 2 号線	高田 1 6 5 番 1 地先 高田 9 1 2 番 8 地先
5 0 2 8 9	5 地区 2 8 9 号線	西方 5 5 0 番 4 地先 北方 1 4 番 1 地先
5 0 4 8 2	5 地区 4 8 2 号線	高田 1 3 9 番 3 地先 高田 1 8 8 番 2 地先
5 0 4 8 3	5 地区 4 8 3 号線	高田 1 7 9 番地先 高田 9 2 2 番 1 地先
6 0 5 9 4	6 地区 5 9 4 号線	時ヶ谷 9 9 8 番 2 地先 時ヶ谷 9 0 3 番 2 地先
6 0 5 9 5	6 地区 5 9 5 号線	時ヶ谷 9 9 0 番 5 地先 時ヶ谷 9 9 0 番 2 9 地先
6 0 5 9 6	6 地区 5 9 6 号線	時ヶ谷 9 9 0 番 2 6 地先 時ヶ谷 9 9 0 番 4 4 地先
6 0 5 9 7	6 地区 5 9 7 号線	助宗 1 8 2 8 番 1 地先 助宗 1 8 3 0 番 7 地先

平成 3 1 年 2 月 藤 枝 市 議 会 定 例 会

議案提案理由書（第 2 4 号議案～第 3 9 号議案）

第 2 4 号 議 案

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき本市職員を公益的法人等に派遣することに関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

第 2 5 号 議 案

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、学校教育法を引用している条文の字句等の整理を行うものであります。

第 2 6 号 議 案

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、藤枝市駐車場条例ほか 3 7 の条例に規定する使用料等の金額について、所要の改正を行うものであります。

第 2 7 号 議 案

霊きゅう自動車の老朽化により、車両の更新を行うことに伴い、使用料の金額について、所要の改正を行うものであります。

第 2 8 号 議 案

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う使用料の金額の改正に加え、グラウンドゴルフ場の使用について 3 コース 1 面ごとから 1 コースごとの専用使用を可能とする所要の改正を行うものであります。

第 2 9 号 議 案

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されることに伴い、放課後児童支援員となる者の基礎資格について改正を行うものであります。

第 3 0 号 議 案

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う使用料の改正に加え、藤枝市営バスで利用できる回数券の名称、範囲等の定めを規則に委任するため、所要の改正を行うものであります。

第 3 1 号 議 案

本市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の安全・安心な生活環境の保全を図ることを目的に、再生可能エネルギー発電設備の設置について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

第 3 2 号 議 案

藤枝市立総合病院の診療体制を充実させることを目的に、病院職員の定数を増やすため、所要の改正を行うものであります。

第 3 3 号 議 案

一般社団法人日本神経学会において、標榜診療科名が「神経内科」から「脳神経内科」に変更されたことに伴い、藤枝市立総合病院の診療科目の改正を行うものであります。

第 3 4 号 議 案

地方税法の改正に伴い、静岡地方税滞納整理機構の規約の変更について、地方自治法第291条の3第1項の規定により静岡県及び静岡市ほか34市町と協議するため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

第 3 5 号 議 案

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、引き続き、合併推進債を活用し、本市の一体性の確立や均衡ある発展に寄与する事業等に取り組むため、藤枝市・岡部町合併基本計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

第 3 6 号 議 案

静岡県が所有する県有地について、高田地区工業団地として、総地積 1 0 万 2 , 3 3 6 . 6 2 平方メートルを取得するため、静岡県と売買契約を締結するものであります。

第 3 7 号 議 案

静岡県から取得する高田地区工業団地について、公共施設を除く総地積 8 万 4 , 0 5 3 平方メートルを売却するため、エスエスケイフーズ株式会社ほか 5 社と売買契約を締結するものであります。

第 3 8 号 議 案

高田地区工業団地の造成などに伴う市道の再編成により、路線を廃止するものであります。

第 3 9 号 議 案

高田地区工業団地の造成などに伴う市道の再編成により、路線を認定するものであります。